

検 算	設 計

委 託 番 号		施 工 年 度	令和8年度
委 託 名 称	令和8年度酒田地区水道管路更新・再整備計画作成業務委託		
委 託 場 所	酒田市上水道給水区域内		
発 注 者	庄内広域水道企業団	委託概要  水道管路更新・再整備計画作成業務  <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針の確認・決定 一式</li> <li>・現況管網解析 一式</li> <li>・将来計画管網解析 一式</li> <li>・管路更新・再整備区間の検討 一式</li> </ul>	
設 計 区 分	実施設計		
受 注 者			
委 託 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 9年 3月 12日		
委 託 日 数	日		
部 課 名	酒田事務所		
積 算 担 当			
合 計 額			
委 託 価 格			
消費税相当額			





























第 5号

現況の把握・資料収集

1業務当たり

単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
計						

































第 22号

時間最大時計算

1業務当たり

単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
技術員		人				
計						

第 23号

消火栓開栓時計算

1業務当たり

単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
技術員		人				
計						









第 28号

事業年次計画の作成

1業務当たり

単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
技術員		人				
計						

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
主任技師		人				
技師(A)		人				
技師(B)		人				
技師(C)		人				
技術員		人				
計						

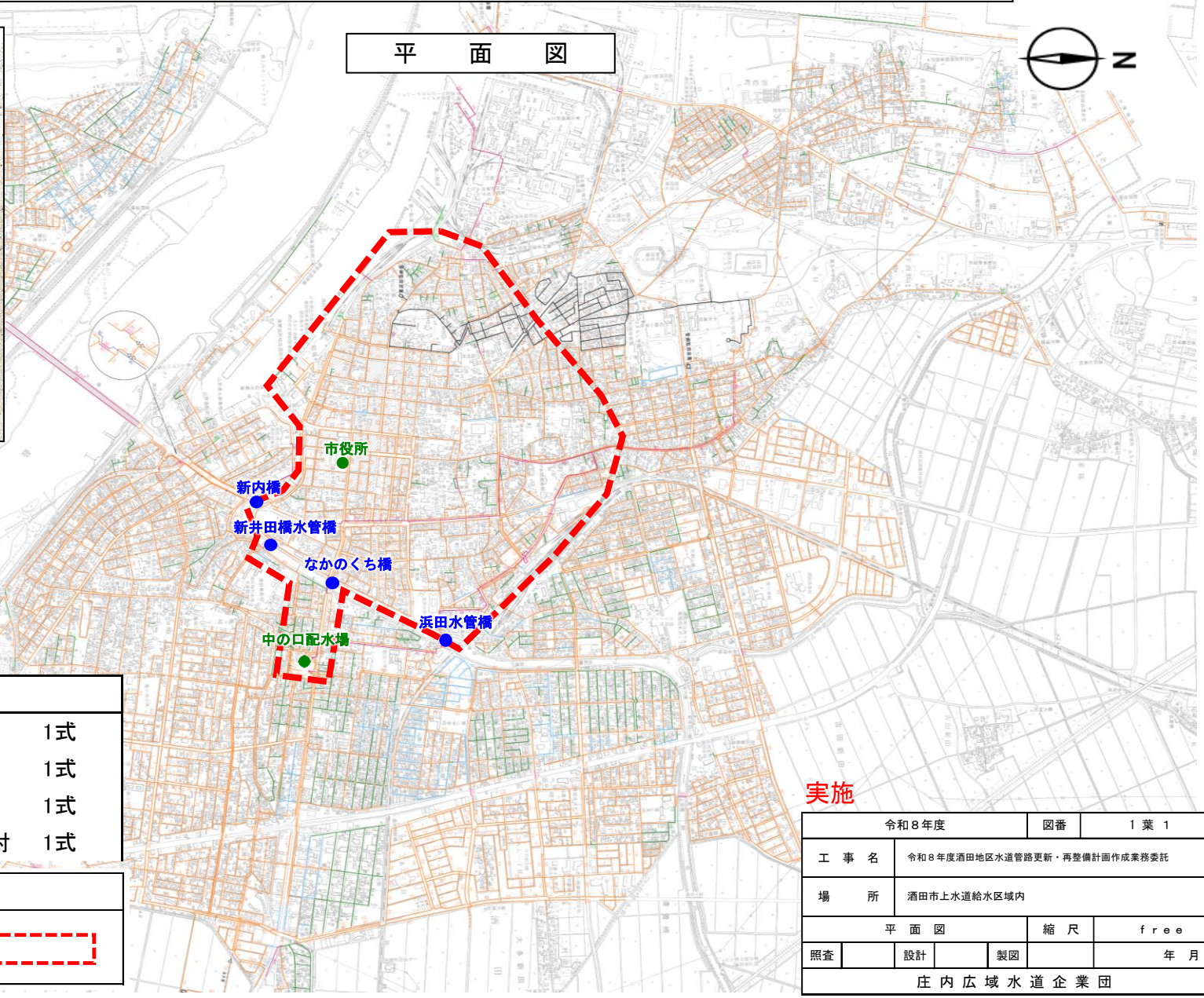


設計数量調書						上欄 下欄	原設計 変更設計	
工種	内訳	細別	規格	単位	数量	摘要		
設計委託業務								
	直接人件費 (設計委託)			式	1			
		設計協議						
			設計協議 (第1回打合せ)	業務	1			
			設計協議 (中間打合せ)	回	4			
			設計協議 (最終打合せ)	業務	1			
		現地調査						
			現地調査	業務	1			
		基本方針の確認・決定						
		(現況の把握・資料収集)	現況の把握・資料収集	業務	1	計画給水人口(人) 30,001~50,000		
		(計画方針の決定)	計画年次の決定	業務	1			
		"	計画給水区域の設定	業務	1			
		"	計画給水人口・給水量の設定	業務	1			
		"	水需要予測	業務	1			
		(管網解析の基本事項)	管網解析の基本事項	業務	1			
		(管網解算のケース設定)	管網解算のケース設定	業務	1			
		現況管網解析						
		(データ作成及び入力)	管網図作成	業務	1		計画給水人口(人) 30,001~50,000	
		"	節点水量配分・管路条件作成	業務	1			
		"	データ入力	業務	1			
		(管網計算)	時間最大時計算	業務	1			
		"	消火栓開栓時計算	業務	1			
		"	管網計算の整理	業務	1			
		"	管網計算成果図の作成	業務	1			
		将来計画管網解析						
		(データ作成及び入力)	管網図修正	業務	1	計画給水人口(人) 30,001~50,000		
		"	節点水量配分・管路条件作成	業務	1			
		"	データ入力	業務	1			
		(管網計算)	時間最大時計算	業務	1			
		"	消火栓開栓時計算	業務	1			
		"	管網計算の整理	業務	1			
		"	管網計算成果図の作成	業務	1			
		管路更新・再整備区間の検討						
			管路更新・再整備区間の検討	業務	1	計画給水人口(人) 30,001~50,000		
			概算事業費の算出	業務	1			
			事業年次計画の作成	業務	1			
		報告書のまとめ						
			報告書のまとめ	業務	1	計画給水人口(人) 30,001~50,000		
		照査						
			照査	業務	1	計画給水人口(人) 30,001~50,000		

# 令和8年度酒田地区水道管路更新・再整備計画作成業務委託



平面図



業務概要	
基本方針の確認・決定	1式
現況管網解析	1式
将来計画管網解析	1式
管路更新・再整備区間の検討	1式

凡例	
業務範囲	

実施

令和8年度	図番	1 葉 1
工 事 名	令和8年度酒田地区水道管路更新・再整備計画作成業務委託	
場 所	酒田市上水道給水区域内	
平面図	縮 尺	free
照査	設計	製図
庄内広域水道企業団		

業務委託特記仕様書

令和8年度 酒田地区  
水道管路更新・再整備計画策定業務委託

特記仕様書

庄内広域水道企業団

## 業務委託特記仕様書

### 1 共通仕様書の適用

本業務の履行にあたっては、山形県県土整備部制定「設計業務等共通仕様書」（令和7年10月改定）に基づき実施しなければならない。

仕様書の記載内容の優先は「特記仕様書」、「共通特記仕様書」、「共通仕様書」の順とする。

※ 共通仕様書は、以下ホームページで参照できる。

山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp>)

- 組織別ページ
- 県土整備部
- 建設企画課
- 共通仕様書（業務委託）

### 2 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記仕様事項は次のとおりとする。

## 第1章 総 則

### 第1条 適用の範囲

本特記仕様書は、「令和8年度酒田地区水道管路更新・再整備計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 第2条 業務内容

庄内広域水道企業団（以下、「当企業団」という。）は、将来にわたり安全で安定した水道水の供給を確保するため、庄内地域における2市1町（鶴岡市・酒田市・庄内町）が連携し、施設の効率的な運用や維持管理体制の強化を図ることを目的として、令和7年10月に設立し、令和8年4月より事業開始した。

本業務は、酒田市内における小牧・新山直配区域のφ150mm以上の主要管路（水管橋含む）を対象として、水需要見通しに応じた適切な口径への更新を考慮のうえ、各路線の更新方法（口径、ルート、工法）について検討するとともに、更新に係る事業費及び事業期間を算定し、事業スケジュールを作成するものである。

### 第3条 受発注者の責務

受発注者の責務は、共通仕様書第1103条に定めるものに加え、受発注者の責務について以下のとおりとする。

- 1 本業務を履行するにあたり、受注者はその技術を駆使して確実・詳細・丁寧に行い、成果は所定の条件を満足しなければならない。なお、受注者は本特記仕様書に明記していない事項であっても業務上必要と思われるものについては、責任をもって充足、調整等を行うこと。
- 2 受注者は、業務内容の変更において、調査職員から不適切な指示等があった場合は、発注者に対し書面で報告ができるものとする。
- 3 発注者は、前項の報告を受けた場合は、5日以内（休日等を含む）に受注者と協議し適切

## 業務委託特記仕様書

な措置を講じなければならない。

### 第4条 配置技術者に対する要件

- 1 管理技術者については、技術士【総合技術監理部門又は上下水道部門（上水道及び工業用水道）】の資格を有するものとする。
- 2 管理技術者等の通知の際には、資格及び雇用関係等が証明できる書類を提出すること。

### 第5条 照査技術者の配置および照査

照査技術者の配置および照査の実施は、共通仕様書第 1108 条に定めるものに加え、以下のとおりとする。

- 1 本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。同要領に基づいて作成した資料は、設計業務等共通仕様書第 1108 条第 2 項（6）に規定する照査報告書と併せて調査職員に提出しなければならない。
- 2 共通仕様書第 1108 条第 2 項（4）でいう業務の節目は、下記のとおりとする。
  - 1）初回協議後
  - 2）中間協議前
  - 3）最終協議前（成果品提出前）
- 3 共通仕様書第 1108 条第 2 項（3）でいう照査計画の策定にあたっては、照査の方法、事項について調査職員と協議の上作成するものとする。

### 第6条 照査技術者による報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。

### 第7条 配置技術者の確認

- 1 受注者は、業務計画書（共通仕様書第 1112 条）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 テクリスに登録できる技術者については、以下のとおりとする。
  - 1）業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告連絡・調整等を行い、本業務に携わっていることが明確な技術者
  - 2）現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
- 3 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが本業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外がテクリスへ登録された場合についても、同様とする。

### 第8条 テクリスについて

受注者はテクリスにおける「登録のための確認のお願い」の提出方法について、「メール送信

## 業務委託特記仕様書

による提出」を選択し、調査職員から確認を受けるものとする。

なお、「登録内容確認書」については、テクリスから受注者にメール送信されるため、受注者からの提示は不要とする。

### 第9条 打合せ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び成果物納入時において行う打合せは6回とし、業務着手時、中間打合せ、及び成果物納入時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。

なお、打合せ等は、共通仕様書第1111条第2項に定めるものに加え、以下のとおりとする。

- 1 打合せ記録簿については、受発注者間で相互に確認するものとする。また、打合せ記録簿は、一覧表を作成し、要旨・指示協議等の内容が分かるようにすること。併せて、打合せ記録簿及び打合せ記録簿一覧表は成果報告書に一括して綴り込むものとする。
- 2 中間打合せは、調査職員と協議の上、打合せの回数を変更できるものとする。なお、打合せ回数は対面及びWEBで実施した回数とし、電話や電子メール等による打合せは、そのみでは回数として数えないものとする。
- 3 打合せをWEBで実施する場合は、設計図書について調査職員に協議するものとする。

### 第10条 業務計画書

- 1 業務計画書は、共通仕様書第1112条に定めるほか、共通仕様書参考資料の「業務計画書作成要領（案）」により作成するものとし、当初打合せ後、速やかに提出するものとする。
- 2 受注者は、クリティカルパスが分かる業務工程表を作成し、業務計画書とともに提出するものとする。また、作成した業務工程表は受発注者間で共有し、変更があればその都度更新し、情報共有するものとする。

### 第11条 資料の貸与

- 1 本業務を遂行するにあたって必要となる資料については、調査職員と打合わせにより貸与するものとする。なお、貸与した資料の取扱いについては十分注意し、業務完了後は遅延なく返却するものとする。

### 第12条 再委託

- 1 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者に業務再委託承諾申請書（別記様式第1号）を提出し、承諾を得なければならない。
- 2 土木設計業務等委託契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、共通仕様書第1128条第2項に規定する部分とする。

### 第13条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

#### 第 14 条 成果物の提出

本業務委託は電子納品対象業務委託とし、対象書類は業務成果品とする。

なお、提出する書類等は山形県電子納品取扱要領に基づき提出しなければならない。

- 1 提出部数
  - 1) 電子成果品 (CD-R 等) 2 部
  - 2) 業務報告書 (チューブファイル製本) 1 部
  - 3) 打合せ記録簿 一式
  - 4) 照査報告書 一式

#### 第 15 条 成果物納入後の成果物の訂正

成果物納入後の成果物の訂正については以下のとおりとする。

- 1 発注者は業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき事由により成果物に不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに受注者と協議の上、受注者に成果物の訂正、補足そのほかの措置を命ずるものとする。
- 2 受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき事由により成果物の不都合が生じたことを発見した場合は、速やかに発注者と協議の上、成果物の訂正、補足そのほかの措置を行うものとする。

#### 第 16 条 書面による変更契約の手続き

業務の変更の際、打合せ記録簿等の書面による調査職員の指示等がないものについては、契約の対象としない。

#### 第 17 条 緊急対応

本業務の履行期間中に災害等の緊急を要する突発的な事象が発生した場合には、現地踏査、検討及び調査等を指示する場合がある。

#### 第 18 条 保険加入

受注者は共通仕様書第 1139 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

#### 第 19 条 ウィークリースタンス等の推進

本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、次の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

- 1 打合せ時間の配慮  
受注者の移動時間が勤務時間外にならないよう配慮し、午後 4 時以降の打合せは行わない。
- 2 作業依頼の配慮
  - 1) 作業内容に見合った作業期間を確保する。

## 業務委託特記仕様書

2) 休前日(金曜日など)に休日明け日(月曜日など)が期限日の依頼をしない。

また、翌日が期限日の依頼をしない。

3) 受注者の定めるノー残業デーにかかわらず、定時間際や定時後に依頼をしない。

### 3 ワンデーレスポンスの再徹底

1) 問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

### 4 電子メール等の活用の再徹底等

1) 受発注者間の連絡は、電子メール等の活用に徹底する。

2) 電子メールは、担当者間だけのやり取りとならないよう、調査職員や管理技術者をあて先に含めて送付し、協議等の内容を共有するものとする。

### 5 留意事項

1) 緊急性を要する災害対応などにおいて、やむを得ず上記の原則に沿った対応ができない場合は、作業依頼時に受発注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。

2) 設計変更を伴う作業依頼については、「設計変更ガイドライン」に基づき適正に対応する。

## 第20条 情報共有システム利用の対象業務

1) 本業務は、情報共有システムを利用する対象業務であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が調査職員と協議し、情報共有システム利用による効率化の効果が低い等の理由により利用することが適当でないと判断した場合は、この限りでない。

2) 情報共有システムの利用に関する費用(登録料及び利用料)については、間接原価に含まれ、金額は率計算に含まれる。

3) 情報共有システムの帳票は、様式が山形県県土整備部の共通仕様書と異なる場合でも、そのまま使用できるものとする。

4) 情報共有システムの利用については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。

5) これらに定められていない事項は、調査職員と協議するものとする。

### 6 要領等

要領・ガイドラインは、山形県のホームページから入手できる。

山形県のホームページ( <https://www.pref.yamagata.jp> )

→ 県政情報

→ 組織案内

→ 県土整備部

→ 建設企画課

→ 山形県の CALS/EC

→ 山形県の情報共有

## 第21条 疑義等

本業務の遂行にあたり疑義等が生じた場合は速やかに調査職員と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1条 検討対象

検討対象は、以下のとおりとする。

1) 配水区域

- ・酒田市上水道給水区域内の仁助谷地流量制御場以降の小牧・新山直配区域（中の口配水場の系統）

2) 対象管路

- ・配水区域内の主要管路（φ150以上）

3) 管路延長

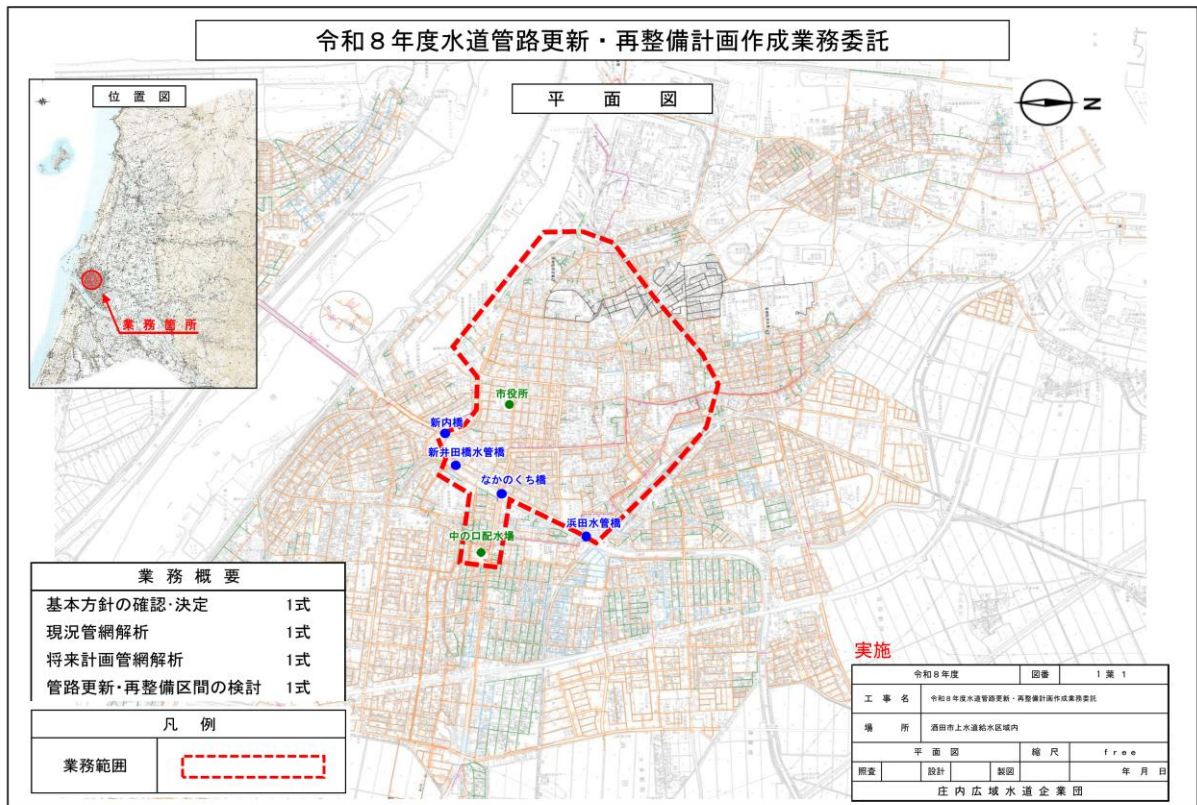
- ・23,800km（上記配水区域内の主要管路）

4) 給水人口（令和8年3月31日）

- ・49,782人（上記配水区域内）

5) 給水量（令和7年度実績）

- ・1日平均給水量 15,757m<sup>3</sup>/日（上記配水区域内）
- ・1日最大給水量 17,819m<sup>3</sup>/日（上記配水区域内）



※赤破線の区域とつながっている配水エリアも含めて計算必要

## 第2条 検討項目

### 1 設計協議

#### 1) 初回打合せ

業務内容や要望事項、作業方針・工程の確認及び必要資料等の確認を行う。

#### 2) 中間打合せ

作業中に発生する諸条件の確認や、検討事項の中間報告の協議を実施する。

#### 3) 最終打合せ

業務完了時における成果品の説明を行う。

### 2 業務計画

業務の目的・主旨を理解したうえで、作業方針を整理した業務計画書を作成し提出するものとする。

### 3 現況の把握

当企業団の事業概要（当企業団の水道特性、管路諸元、配水池諸元、水系フロー等）について既存資料を収集することで整理し、現況把握を行う。

### 4 現地踏査

業務の実施にあたり、新井田川を横断する水管橋4か所（新内橋、新井田橋、なかのくち橋、浜田水管橋）の現地状況を把握するとともに、写真を撮影し、調査結果を図面等に整理する。

### 5 水需要見通しの検討

過年度の水需要予測成果を活用し、最新実績で補正処理する等、将来の水需要見通しを検討する。また、本業務における計画水量を設定する。

### 6 現況管網計算

水需要見通しを踏まえ、現況口径の場合の管網計算を実施し、有効水頭、静水頭、動水勾配など水圧分布状況を把握する。管網計算は平常時と消火時を対象とする。

### 7 対象路線の更新方法の検討

更新対象路線の更新方法（口径、ルート、工法）について、埋設環境に応じて検討する。

更新方法の検討に当たっては、水需要見通しに応じた適切な口径への更新（ダウンサイジング）を計画管網計算により検証するとともに、河川横断箇所の集約や方法及び、PIP（パイプインパイプ）工法の採用など事業費の縮減方策についても考慮する。断水施工となる路線については断水計画も検討する。

### 8 概算事業費及び事業期間の算出

検討した更新方法に基づき、各路線の更新に係る概算の事業費及び事業期間を算定する。概算

## 業務委託特記仕様書

事業費は管路工事費のほか、測量調査費、設計委託費も算出する。

なお、布設単価は「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」（国土交通省）における単価や発注者の実勢単価などを踏まえて設定する。

### 9 事業スケジュールの検討

更新対象路線の事業費及び事業期間を踏まえ、事業スケジュールを作成する。

なお、路線延長や更新工法により工区を設定する。

### 10 更新計画図の作成

配水区域内の既設管及び更新方法（口径、ルート、工法）を記載した更新計画図を作成する。

### 11 官民連携手法導入可能性の簡易検討

本事業に対して、管路 DB 等の官民連携手法の導入を検討する場合の方向性や定性的な簡易判定を実施する。

### 12 報告書とりまとめ

上記検討を踏まえた、検討経過および資料を整理した報告書のとりまとめを行う。

### 13 照査

本業務の基本条件、決定事項等について照査を実施する。

業務委託特記仕様書

別記様式第1号

業務再委託承諾申請書	
年 月 日	
庄内広域水道企業団企業長 ○○ ○○ 殿	
受注者 住所又は所在地 氏名又は名称及 び代表者氏名	
下記について、業務の一部を再委託したく承諾願います。	
記	
委託業務名称	
委託業務箇所	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業務委託料	¥
再委託の分野 ・内容	別紙業務再委託計画一覧表のとおり
年 月 日	
受注者	庄内広域水道企業団企業長 印
上記について、承諾 します。 しません。	

- 備考 1 本書は、正副2通提出すること。  
2 発注者は、承諾するかどうかを決定した後、その決定した本書の副本を乙に交付するものとする。

業務委託特記仕様書

別記様式第1号 別紙

業務再委託計画一覧表

委託業務名		受注者名	
-------	--	------	--

再委託の 分野・内容	摘 要	再委託者名	担当技術者		契約締結予定 年月日	再委託金額 (うち消費税額及
			職名	氏名		
					合計額	

- 備考 1 再委託の予定は、全履行期間にわたる予定を記入すること。  
 2 必要に応じ、再委託者の概要を記載した書類を添付すること。

**「積算に関する条件明示書（土木設計業務編）」**

明示項目	チェック欄	明 示 事 項 （ 条件及び内容 ）										
I 単価適用日	必須入力	令和 8 年 6 月 1 日										
II 適用する設計業務等標準積算基準書	必須入力	令和 7 年 10 月 1 日 以降適用										
III 冬期歩掛補正	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有											
IV 旅費交通費ほか	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有											
業務内容		水道管路更新・再整備計画作成打合せ										
連絡車運転	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	積算上の基地			片道所要時間		時間					
		目的地			運転日数		日					
鉄道運賃等	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	積算上の基地				交通手段		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ◆打合せ回数                      ・業務着手時 : 1回                      ・中間 : 4回                      ・成果品納入時 : 1回                 </div>				
		経由地										
		経由地										
		目的地										
1/2日当	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	
宿泊費 (普通旅費)	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	
宿泊費 (滞在日額旅費)	30日未満	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数
	30日以上 60日未満	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数
	60日以上	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数
往復旅行時間にかかる直接人件費	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	
業務内容		水道管路更新・再整備計画作成打合せ										
連絡車運転	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	積算上の基地			片道所要時間		時間					
		目的地			運転日数		日					
鉄道運賃等	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	積算上の基地				交通手段		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     ◆打合せ回数                      ・業務着手時 : 1回                      ・中間 : 4回                      ・成果品納入時 : 1回                 </div>				
		経由地										
		経由地										
		目的地										
1/2日当	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	
宿泊費 (普通旅費)	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	
宿泊費 (滞在日額旅費)	30日未満	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数
	30日以上 60日未満	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数
	60日以上	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数
往復旅行時間にかかる直接人件費	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	職種	日数	

明示項目	チェック欄	明 示 事 項 ( 条件及び内容 )				
V 運搬費	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有					
資機材運搬	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有	積算上の基地		片道所要時間		時間
		目的地		運転日数		日
VI その他の積算条件		<p>水道管路更新・再整備計画作成業務委託に係る歩掛については参考資料のとおり。</p> <p>旅費交通費については、国土交通省設計業務等標準積算基準書に基づき率計上としています。</p>				

留意事項
<p>① 本書に記載する「設計書（参考資料）」は、「単価表まで明示した実施設計書（参考資料）」を示す。</p> <p>② 本書並びに設計書（参考資料）の有効期間は、この業務の入札日までとする。</p> <p>③ 本書に記載する以外の積算条件は、設計書（参考資料）に基づくものとし、設計書（参考資料）を閲覧に供していない場合は、本書のみが積算条件を明示するものである。</p> <p>④ 本書及び設計書（参考資料）は、発注者の積算条件を示すための資料であり、「入札参加者の自由な価格設定」及び「受注後の業務条件を拘束」するものではありません。</p> <p>⑤ 「冬期歩掛補正」の補正值については回答できません。</p> <p>⑥ 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときには、受発注者が「協議」し、適切な措置を講ずるものとします。</p> <p>⑦ 原則として、明示事項については、誤謬または契約後の条件変更による場合を除き、変更は行いません。</p> <p>⑧ 原則として、本書並びに設計書（参考資料）以外の積算条件に関する質問には回答できません。特に、「設計単価等」の金額に関する質問には、回答できません。</p>

交通費の算定について
<p>交通費として、バス運賃を計上する場合の運賃の積算については、山形県県土整備部整備部が定める設計業務等標準積算基準書及び同（参考資料）に基づき、以下のとおりとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>往復割引がある場合には、往復割引後の運賃（税込み）から片道分の運賃（税込み）を算出。</li> <li>片道分の運賃（税込み）から消費税相当額を控除し、円未満を切捨ての上、1円単位で片道分の運賃（税抜き）を計上。</li> </ul>

## 参 考 資 料

水道管路更新・再整備計画作成に関する設計歩掛りは、公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会公表の設計等業務委託積算歩掛（案）（水道）（令和6年度改訂版）の標準歩掛りを参考とし、下記のとおりとします。

細別	規格	標準歩掛り	補正率
設計協議	第1回打合せ	第10章-第4節-第3表	標準歩掛りの100%を計上
	中間打合せ	第10章-第4節-第3表	標準歩掛りの100%を計上
	最終打合せ	第10章-第4節-第3表	標準歩掛りの100%を計上
現地調査	現地調査	第6章-第5節-第6表	標準歩掛りの80%を計上
基本方針の確認決定	現況の把握・資料収集	第10章-第3節-第2表-3-1	標準歩掛りの100%を計上
	計画年次の決定	第1章-第3節-第3表-3-1	標準歩掛りの100%を計上
	計画給水区域の設定	第1章-第3節-第3表-3-2	標準歩掛りの100%を計上
	計画給水人口・給水量の設定	第1章-第3節-第3表-3-3	標準歩掛りの100%を計上
	水需要予測	第1章-第3節-第3表-2-3	標準歩掛りの20%を計上
	管網解析の基本事項	第10章-第3節-第2表-3-3	標準歩掛りの100%を計上
	管網計算のケース設定	第10章-第3節-第2表-3-4	標準歩掛りの100%を計上
	現況管網解析	管網図作成	第10章-第3節-第2表-4-1-1
節点水量配分・管路条件作成		第10章-第3節-第2表-4-1-2	標準歩掛りの100%を計上
データ入力		第10章-第3節-第2表-4-1-3	標準歩掛りの100%を計上
時間最大時計算		第10章-第3節-第2表-4-2-1	標準歩掛りの100%を計上
消火栓開栓時計算		第10章-第3節-第2表-4-2-2	標準歩掛りの100%を計上
管網計算の整理		第10章-第3節-第2表-4-2-3	標準歩掛りの100%を計上
管網計算成果図の作成		第10章-第3節-第2表-4-2-4	標準歩掛りの100%を計上
将来計画管網解析	管網図修正	第10章-第3節-第2表-5-1-1	標準歩掛りの100%を計上
	節点水量配分・管路条件作成	第10章-第3節-第2表-5-1-2	標準歩掛りの100%を計上
	データ入力	第10章-第3節-第2表-5-1-3	標準歩掛りの100%を計上
	時間最大時計算	第10章-第3節-第2表-5-2-1	標準歩掛りの100%を計上
	消火栓開栓時計算	第10章-第3節-第2表-5-2-2	標準歩掛りの100%を計上
	管網計算の整理	第10章-第3節-第2表-5-2-3	標準歩掛りの100%を計上
	管網計算成果図の作成	第10章-第3節-第2表-5-2-4	標準歩掛りの100%を計上
管路更新・再整備区間の検討	管路更新・再整備区間の検討	第12章-第3節-第2表-4	標準歩掛りの50%を計上
	概算事業費の算出	第1章-第3節-第4表-3-6	標準歩掛りの20%を計上
	事業年次計画の作成	第12章-第3節-第2表-6	標準歩掛りの100%を計上
報告書のまとめ	報告書のまとめ	第10章-第3節-第2表-6	標準歩掛りの100%を計上
照査	照査	第10章-第3節-第2表-7	標準歩掛りの100%を計上